

就学援助 新入学児童生徒学用品費の入学前支給のご案内

八代市では、経済的にお困りの保護者に対して、就学に必要な学用品費・修学旅行費・校外活動費・給食費等にかかる費用の一部を援助する制度があります。

令和6年度に中学校に入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、援助費の対象となる保護者には、「新入学児童生徒学用品費」を入学前の3月に支給します。

◆支給対象となる方 以下の条件にすべて該当する方が対象となります

- ・申し込み時点で八代市に住所を有し、お子さんが令和6年4月に公立の中学校（八代支援学校中学部を含む）へ入学予定の方
- ・期限内に申請書を提出された方
- ・就学援助制度の認定基準に該当する方

◆申請方法・申請時期

入学前支給を希望される方は、申請書の所定の欄へご記入のうえ、就学している小学校へ学校が指定する日までに提出してください。申請書は、小学校から受け取るか、八代市ホームページからダウンロードしてください。

◆認定審査結果・支給日など

審査結果及び支給通知を、令和6年2月下旬に小学校へ通知します。

支給日は3月上旬を予定しています。

◆支給方法：保護者口座に振込

【入学前支給に関する注意事項】

- (1) 入学前に新入学用品費の支給を受けた後で以下に該当した場合は、援助費を返還していただくことになります。予定がある場合は、入学前の支給ではなく、6月の支給を選択してください。
 - ・市外へ転出した場合
 - ・世帯構成変更など（祖父母等との同居や再婚等）により認定基準に該当しなくなった場合
- (2) 令和6年3月時点で、生活保護を受給している世帯は対象となりません。

※提出期限に間に合わなかったり、今回の審査の結果で認定不可となり令和6年度所得での再判定で4/1認定を受けた場合は、他の援助費と一緒に6月に支給します。